

資 料

大井町地域公共交通会議設置要綱 対照表

改正後	改正前
(事務局) 第8条 交通会議の事務を処理するため、大井町<u>政策経営課</u>に交通会議の事務局を置く。 2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、大井町<u>政策経営課長</u>及び大井町<u>政策経営課</u>職員をもって充てる。 3 (略) 附 則 この要綱は、令和7年5月27日から施行する。 附 則 <u>この要綱は、令和8年6月19日から施行する。</u>	(事務局) 第8条 交通会議の事務を処理するため、大井町<u>企画財政課</u>に交通会議の事務局を置く。 2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、大井町<u>企画財政課長</u>及び大井町<u>企画財政課</u>職員をもって充てる。 3 (略) 附 則 この要綱は、令和7年5月27日から施行する。